



とちぎんTT証券



新NISA

(日本版ISA:少額投資非課税制度)

家族みんなで非課税投資
とちぎんTT証券で
はじめましょう

NISAはじめましょう！

株式や投資信託などの金融商品に投資した場合、配当金等を受け取ったり、売却して利益を得ると約20％※の税金がかかります。

NISAは「NISA口座」内で毎年一定金額の範囲内で購入した上場株式や投資信託について売却益・配当金・分配金等が非課税になる「少額投資非課税制度」です。

※20.315％・・・所得税及び復興特別所得税15.315％、住民税5％

2024年 新しいNISAが始まりました

NISAは、制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税保有限度額の拡大などの制度改正が行われました。新しいNISAでは、買い付けた上場株式等を非課税かつ無期限で保有でき 従来のNISAよりも多くの金額の取引が可能のため、生涯にわたる柔軟な資産形成が可能です。

新しいNISAの3つのポイント

ポイント
01

非課税保有期間が
無期限に

非課税保有期間は**無期限**
口座開設期間も無期限（恒久化）

ポイント
02

非課税投資枠が
拡大

年間投資枠最大：360万円
2つの投資枠を合わせて
非課税保有限度額：1,800万円
（うち成長投資枠は1,200万円まで）
売却で投資枠が**翌年以降復活**

ポイント
03

選択制だった投資枠が
併用可能に

つみたて投資枠・成長投資枠
の**併用が可能**

つみたて投資枠

「つみたて投資枠」の対象商品は長期・積立分散投資に適した株式投資信託に限定されているので、初めての方でも投資を始めやすいです。

成長投資枠

「成長投資枠」は、一人ひとりの目的に合わせた自由な投資が可能です。個別株式投資で配当金や株主優待を得る、興味のある会社を投資で応援する、退職金等のまとまった資金を運用する等、使い方は様々です。また一括投資だけでなく、積立投資での利用も可能です。

2023年までのNISA

	つみたてNISA	一般NISA
制度の併用	いずれかを選択	
制度期限	2023年末で買付終了	
非課税保有期間	20年間（最長2042年まで）	5年間（最長2027年まで）
	※どちらも新NISAへは引き継がれない（ロールオーバー不可）	
年間投資枠	40万円	120万円
	売却した場合、非課税投資枠の再利用はできません。	
非課税保有限度額	最大800万円（40万円×20年間）	最大600万円（120万円×5年間）
対象商品	投資信託（金融庁選定）	上場株式・投資信託等
買付方法	積立投資	通常の買付・積立投資



2024年からの新しいNISA

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
制度期限	なし（恒久化）		
非課税保有期間	無期限		
投資枠	年間投資枠	120万円	240万円
	非課税保有限度額（総枠）※注1	1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで） 売却した場合は、その分の非課税保有限度額（総枠）が翌年以降 再利用可能 ※薄価（＝取得価額）残高方式で管理	
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等 ※①整理・監理銘柄、②投資期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除外
買付方法	定時・定額の積立投資		一括投資・積立投資の双方可
対象年齢	18歳以上 ※その年の1月1日時点で18歳以上の方		

●NISA口座で買い付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

※注1：非課税保有限度額（総枠）は制度併用をしない場合、成長投資枠のみは1,200万円、つみたて投資枠のみは1,800万円です。
つみたて投資枠の非課税保有限度額（総枠）1,800万円は、年間投資枠最大の120万円の場合、15年間で限度額に達します。
（120万円 × 15年間 = 1,800万円）

つみたて投資枠

■投資の三原則

長期投資

金融商品の価格変動に一喜一憂せず、長い目で保有し続ける方法です。一時的に下がっていたとしても、長期的に見ると上がることもあります。また、金融商品を長期で保有することによって、配当金等を繰り返し受け取ることができます。

積立投資
(定期・定額購入方法)

毎月、定期的に5,000円など一定金額ずつ買い付ける方法です。株価(基準価額)が安い時は多く、株価が高い時は少なく購入することになり、結果として平均の購入価格が下がります。また、長期投資にもつながる結果となり、この「定期・定額購入」を長期間行うことによって、損失のリスクが抑えられます。

資産分散投資

投資する先(資産)を分散させる方法です。上手く活用すれば、ある資産が値下がりしても、別の資産の値上がりで損失をカバーできる可能性が生まれ、安定的な投資成果が期待できます。

■つみたて投資枠の対象商品～少額からはじめられる公募株式投資信託が中心～

安定的な資産形成をめざす、長期・積立・分散投資に適した、法令上の基準を満たした公募株式投資信託※1のみとなります。個別株式やREITはつみたて投資枠の投資対象になりません。

※1 制度上ETF(上場株式投資信託)も「つみたて投資枠」の対象ですが、当社の「つみたて投資枠」ではお取引の対象外とさせていただきます。

- 販売手数料が0円(ノーロード)で、信託報酬※2も低い商品
- 頻繁に分配金が支払われないこと
- ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと
- その他、金融庁が定める条件を満たすこと

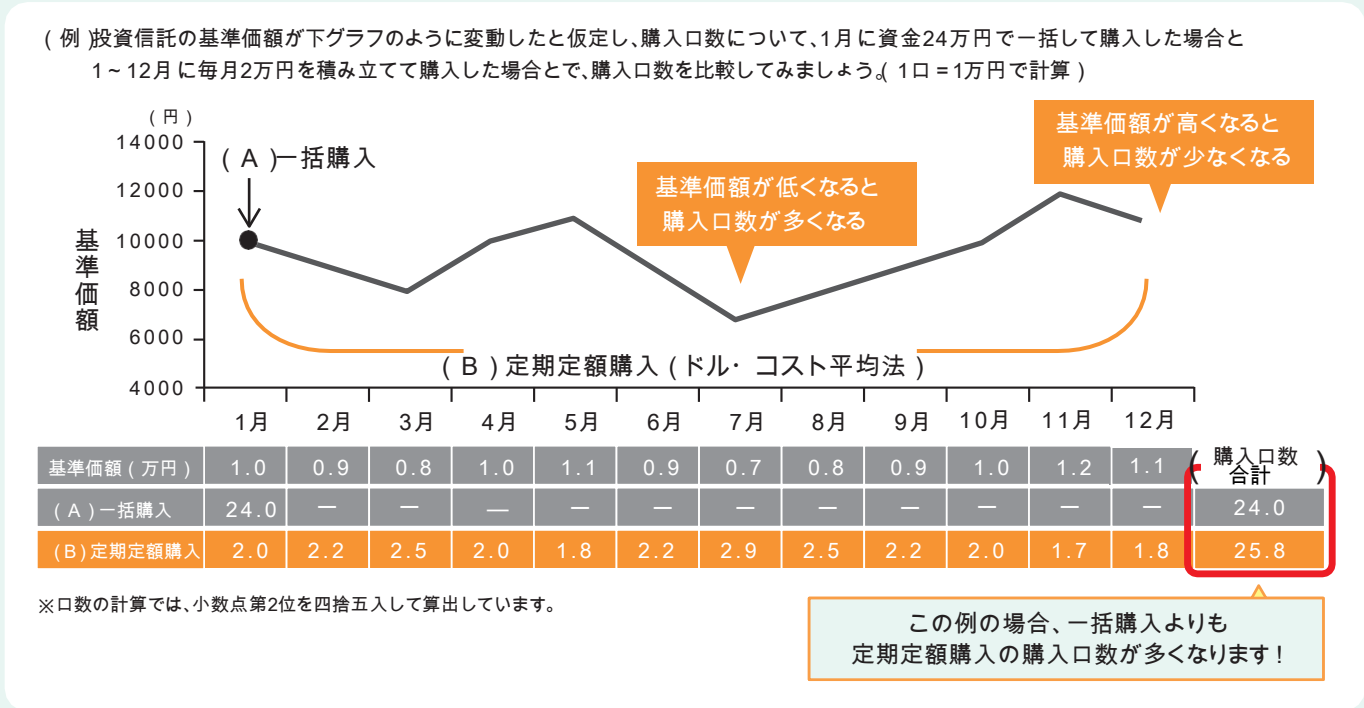
※2 投資信託を保有期間中に、投資信託の純資産総額から差し引かれる運用管理費用

つみたて投資枠は対象商品が限られているので選びやすくはじめるやすい制度です

■積み立てならではの「ドル・コスト平均法」で賢く運用

「ドル・コスト平均法」とは、価格が変動する金融商品を毎月1回といったように定期的に一定金額ずつ買い付ける投資手法のことをいいます。一定の金額で買い付けるため、価格が安い時は相対的に買付数量が増え、反対に価格が高い時には相対的に買付数量が減ります。

※ドル・コスト平均法は将来の投資成果を保障するものではありません。



成長投資枠

ポイント1

非課税投資枠は年間240万円・非課税投資総額は最大で1,200万円

成長投資枠では、非課税投資枠として毎年240万円までの上場株式等を購入することができます。成長投資枠で保有できる残高の上限、非課税保有限度額(総枠)は、最大1,200万円となります。

- ・売却した場合は、その分の非課税保有限度額(総枠)が翌年以降再利用可能です。※簿価(=取得価額)残高方式で管理
- ・新たに買付けた商品が対象となります。既に保有している商品をNISA口座に移すことはできません。
- ・年間の非課税投資枠240万円のうち未使用分は、翌年以降に繰越すことができません。

【NISA口座での買付け時のご留意事項】
NISA口座で買付けされる場合は、ご注文の際にお客様よりその旨を明示いただく必要があります。NISA口座での買付けである旨の明示がない場合は、課税口座(一般口座または特定口座)での買付けとなりますので、ご注意ください。また、とちぎんTT証券ダイレクトでの買付けの場合は、ご注文画面の預かり区分を「NISA預り」で指定する必要があります。

とちぎんTT証券の成長投資枠でご利用いただける有価証券

2024年1月より、外国株式の取扱いを開始いたしました。

国内上場株式

国内ETF(上場投資信託)

国内ETN(指標連動証券)

J-REIT(不動産投資信託)

外国株式

国内公募株式投資信託

※証券会社によってNISA口座での取扱商品の範囲は異なる場合があります。

【ご留意事項】

- ・一部お取引できない銘柄があります。
- ・信用取引、とちぎんTT証券フアンドラップによる取引は、NISAのお取引の対象外とさせていただきます。
- ・当社では、外国株式投資信託、転換社債型新株予約権付社債(CB)は、NISAのお取引の対象外とさせていただきます。

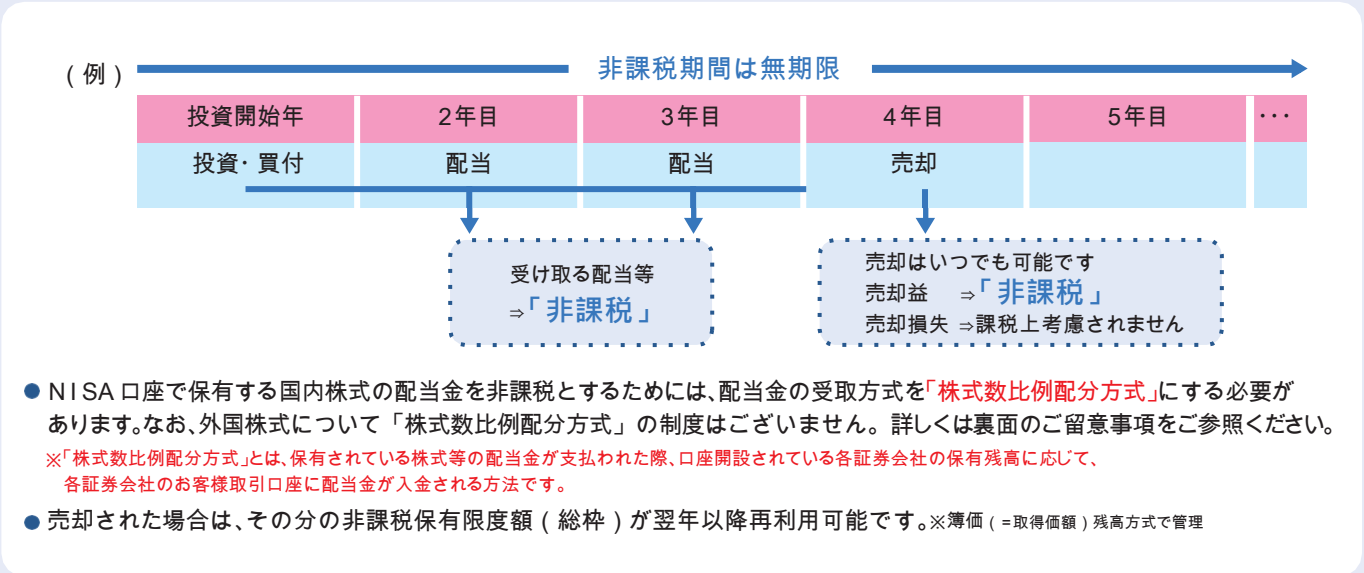
【成長投資枠制度上の対象外商品】

- ・預貯金
- ・非上場株式等
- ・債券(国内債券、外貨建て債券、仕組債等)
- ・公募公社債投資信託(MRF、外貨建てMMF等)

ポイント2

購入した金融商品の運用益は金額にかかわらず非課税です

成長投資枠で購入した上場株式等から生じる配当金・分配金は非課税となります。また、売却はいつでも可能で、売却益は非課税となります。ただし、売却損失が生じた場合は税務上考慮されず、損益通算等はできません。



NISAで資産形成



人生100年時代のライフプランに合わせたNISA制度活用による投資



NISA口座で保有する上場株式や株式投資信託等を売却した場合
その買付額分だけ非課税保有額が減少しますが、減少した分は翌年以降
新たな投資に利用可能となるため、ご自身のライフプランに合わせて積み立てたり
取り崩したりすることが可能です。



新NISA制度の投資枠をどう使う？

自分のライフスタイルに合わせた投資枠の活用例

新NISA制度における
非課税保有限度額の
上限金額は1,800万円です。



(うち成長投資枠の上限金額は1,200万円です。)
(年間投資枠の上限は「つみたて投資枠」が120万円
「成長投資枠」が240万円)

将来のためにコツコツと！

限度額の上限まで
「つみたて投資枠」だけを
活用した場合



つみたて投資枠

毎月5万円の
積立を継続 $5\text{万円} \times 12\text{カ月} \times 30\text{年}$
= 1,800万円

上限金額を最短で活用するためには

毎月10万円、
15年間で上限
金額に達する $10\text{万円} \times 12\text{カ月} \times 15\text{年}$
= 1,800万円

積立投資と一括投資を合わせて活用！

限度額の上限に対して
「つみたて投資枠」と
「成長投資枠」を併用した場合



つみたて投資枠

$5\text{万円} \times 12\text{カ月} \times 20\text{年}$
= 1,200万円

成長投資枠

年間投資枠は
240万円

残りの600万円は
積立を継続しながら
ボーナス時に一括投資

自身のタイミングで
まとまった金額で投資したい！

限度額の上限まで
「成長投資枠」だけを
活用した場合



成長投資枠

年間投資枠の上限金額240万円を
毎年一括投資すると
5年で上限金額1,200万円に達する

$240\text{万円} \times 5\text{年} = 1,200\text{万円}$

NISA口座開設までのお手続き

NISA をご利用いただくには、NISA口座の開設が必要です。
NISA 口座の開設手続きは以下①～⑤の手順となります。

NISA口座の開設はお1人様1口座に限られ、複数の金融機関への申し込みはできません。

※当社とお取引がないお客様につきまして、NISA 口座開設の申し込みにあたり、証券総合取引口座の開設手続きが必要となります。



①当社へNISA口座開設をお申し込みください。

②当社より、税務署へNISA口座開設のための事前の確認申請を行い
重複申請がされていないか確認させていただきます。

③重複申請の無い旨が確認された場合、税務署より当社へ開設審査結果が届きます。

- 既に他の金融機関で申し込まれていた等、重複申請が確認された場合は、後から申し込まれた申請が無効となるため、後日、当社より「NISA口座審査結果のお知らせ」を送付いたします。

④お客様のNISA 口座が開設されます。

⑤当社よりお客様へNISA 口座開設完了のご通知を送付いたします。

■とちぎんTT証券におけるNISA対応サービス

とちぎんTT証券ダイレクト や株式投資信託での毎月の積立投資など、お客様の投資スタイルにあわせてNISA非課税投資枠をご利用いただけます。

とちぎんTT証券ダイレクト

とちぎんTT証券ダイレクトにおいて、NISA口座での売買注文、非課税投資枠のご利用状況の照会、NISA口座でのお預り残高の照会等の機能をご利用いただけます。

毎月の積立投資
定時買付サービス

NISA 口座開設完了後、投資信託を毎月積立する「定時買付サービス」において銘柄ごとに「NISA買付区分」のご登録手続きを行うことで「成長投資枠」および「つみたて投資枠」※ をご利用いただけます。

・毎月のご入金は、別途「リアルタイム口座振替」をご利用頂くと便利です。

株式投資信託
分配金の再投資買付

NISA口座で支払われる公募株式投資信託における分配金の再投資買付にも非課税投資枠 ※ が適用されます。

■注意事項

※つみたて投資枠、成長投資枠での積立買付額はともに、毎月定額の買付金額を指定いただけます。（ただし、それぞれつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円の年間投資枠の範囲内となります。）

※定時買付サービス、再投資買付の約定時に非課税投資枠を超過する場合は、課税扱いでの買付けとなります。

必要書類

NISA 口座の開設をお申し込みの際は、以下の書類等をご提出ください。

当社にマイナンバー提供がお済のお客様	◆【NISA】非課税口座開設届出書 ◆本人確認書類
当社にマイナンバー提供がお済でないお客様	◆【NISA】非課税口座開設届出書 ◆個人番号告知書 ◆マイナンバー（個人番号）が確認できる書類等

マイナンバー（個人番号）が確認できる書類は、(1)～(3) のいずれかでご準備をお願いいたします。

- (1) 「個人番号カード両面」
- (2) 「通知カード」※1 + 顔写真付き本人確認書類（1点） または 顔写真なしの本人確認書類（2点）
- (3) 個人番号付きの「住民票の写し」 または 「住民票記載事項証明書」 + 本人確認書類（1点） 顔写真あり・なし双方可
- 通知カードの場合、本人確認書類を1点（顔写真なしの書類については2点）ご準備ください。

※1 「通知カード」に記載された住所、氏名、個人番号と当社にお届けいただく住所、氏名、個人番号が同じ場合のみご利用いただけます。
○ 本人確認書類は運転免許証、パスポート、各種健康保険証、介護保険証、印鑑登録証明書等

- 既に他社でNISA口座を開設されており、当社へ変更を希望される場合は9ページの「NISA口座を変更する場合のお手続き方法」をご参照ください。

他の金融機関からとちぎんTT証券へ NISA 口座を変更する際のお手続き方法

STEP
1

変更前の金融機関より「勘定廃止通知書」等を取得

NISA口座を開設している金融機関へ、NISA口座の金融機関を変更したい旨をお申し出いただき勘定廃止通知書（変更前の金融機関のNISA口座を廃止されている場合は「非課税口座廃止通知書」）をお取り寄せください。

※金融機関の申込方法は各金融機関によって異なります。詳細は各金融機関にお問合せください。

STEP
2

とちぎんTT証券にNISA口座の開設書類をご請求

とちぎんTT証券でNISA口座の開設書類をご請求ください。

※ご請求時に、他社から当社に金融機関変更をしたい旨をお申し出ください。

※とちぎんTT証券でのお取引が初めての方は、NISA口座開設のお申し込みをいただく前にまずとちぎんTT証券の証券総合取引口座を開設いただく必要があります。

STEP
3

とちぎんTT証券に申込書類・「勘定廃止通知書」等を提出

NISA口座開設の申込書類（「非課税口座開設届出書」、「本人確認書類」、「個人番号告知書」※「マイナンバーが確認できる書類」※）と併せて「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」を添付してご提出ください。とちぎんTT証券で申込書類を確認した後、税務署へ確認手続きを行います。（税務署での確認手続きには時間を要する場合がございます）

なお、当年分の金融機関変更によるNISA口座開設の受付は9月末迄とし、10月以降に受け付けた場合は、翌年以降NISA口座の勘定設定を行います。

※「個人番号（マイナンバー）」を当社にご提供済のお客様はご提出不要です。

STEP
4

NISA 口座の金融機関変更の完了

税務署での確認が終わり、当社での手続きが完了しましたら完了通知の書類をご郵送いたします。

<金融機関変更をする際のご注意事項>

- 既にNISA口座で上場株式等を取得している年分については、同年中の金融機関の変更はできません。
※投資信託の分配金再投資コースや定期積立等をご利用されている方はご注意ください。
- NISA口座の金融機関変更を行っても、既にNISA口座で保有している上場株式等については、変更した金融機関のNISA口座へ移管することはできません。
※金融機関変更を行っても、変更前の金融機関の非課税投資枠で買付けされた上場株式等は、引続き買付けを行った金融機関のNISA口座で保有することになりますが、その場合も引続き非課税優遇は受けられます。

■NISA 口座の管理などについて

- お客様の証券総合取引口座内に、同じ口座番号でNISA口座を区分し管理します。
- 非課税投資枠の利用状況が管理され、NISA口座を指定した買付注文の際には非課税枠の残高がチェックされます。
- 非課税投資枠が適用された約定分は、特定口座や一般口座とは区別してNISA口座のお預りとして管理されます。
- 取引報告書や配当金・分配金のご案内、取引残高報告書等についてもNISA口座対象である旨が表示されます。

■よくあるお問い合わせ

Q

NISA 口座はどこで作れますか？

A

NISA 口座は、証券会社や銀行などの金融機関で作ることができます。金融機関ごとに取り扱っている金融商品が異なるため注意が必要です。上場株式やETF・REITは証券会社のみ購入することができます。

Q

NISA 口座を複数の金融機関で開設することはできますか？
また今の金融機関から他の金融機関へNISA 口座を変更できますか？

A

NISA 口座は、1人につき1つの金融機関しか開設することはできませんが、年単位で他の金融機関へ変更することができます。ただし、既に非課税枠を使用している年分については同年中の金融機関の変更はできませんので、翌年からの変更となります。
なお、金融機関を変更する場合、既にNISA で保有している残高については変更前の金融機関で非課税扱いを継続できます。

Q

NISA（つみたて投資枠・成長投資枠）の非課税投資枠には、購入時手数料は含まれますか？

A

非課税投資枠には購入時手数料は含みません。
なお、つみたて投資枠の対象商品はもともと購入時手数料が無料です。

Q

NISA（つみたて投資枠・成長投資枠）で購入した商品はいつでも売却や解約ができますか？

A

いつでも売却・解約が可能です。
新NISAで購入した分を売却した場合は、その分の非課税保有限度額（総枠）が翌年以降、復活して再利用が可能となります。
※簿価（＝取得価額）残高方式で管理

Q

NISA 口座で保有する上場株式の配当金や、ETF、REITの分配金について「株式数比例配分方式」を選択しなかったことによって非課税とならなかった場合、確定申告すれば非課税として税額の還付を受けることができますか？

A

株式数比例配分方式を選択せずに、NISA 口座を開設している金融機関以外で受取った配当金等は非課税になりません。また確定申告によっても非課税の取扱いを受けることはできません。
ただし、このように課税扱いとなった配当金等については、上場株式等の譲渡損失や繰越損失との損益通算をすることができます。

Q

NISA 口座と特定口座や一般口座との損益通算はできますか？

A

NISA口座における配当金や売買益等は非課税となりますが、その一方で売買損失はないものとされます。特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売買益等との損益通算はできません。

NISA口座（つみたて投資枠、成長投資枠）をご利用いただく上でのご留意事項

[共通事項]

- NISA口座は全ての金融機関を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。
(金融機関を変更した場合を除きます。)
- NISA口座における譲渡損失は、税務上なかったものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売却益や配当金等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除も認められません。
- NISA口座の年間投資枠(NISA口座で年間に購入可能な金額)は一度売却しても再利用はできません。また、年間投資枠の未使用分を、翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座の非課税保有限度額(NISA口座で保有できる上場株式等の累計買付金額の上限)は売却することにより、その金額分の非課税保有額が減少し、翌年以降に減少した分を新たに利用することができます。
- 公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻額(特別分配金)はNISA口座での保有であるかどうかに関わらず非課税であるため制度上のメリットを享受できません。

[成長投資枠に関する事項]

- 当社成長投資枠でご利用いただける有価証券は「国内上場株式、国内ETF、国内ETN、JREIT、外国株式、国内公募株式投資信託」となります。当社では外国株式投資信託、転換社債型新株予約権付社債(CB)は取扱いの対象外とさせていただきます。
- 投資信託の分配金の再投資は、その年の非課税投資枠を利用します。
- NISA口座で保有する上場株式等(ETF、REITを含む)の配当金等を非課税で受け取るためには「株式数比例配分方式」をお申し込みいただき、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。なお、外国株式については「株式数比例配分方式」の制度はございません。外国株式の配当金については非課税となりますが、配当金が非課税となるのは国内税額のみで、外国税額は課税扱いとなります。
(外国税額控除の適用を受けることはできません。)

[つみたて投資枠に関する事項]

- 当社のつみたて投資枠でご利用いただける有価証券は、一定の要件を満たした金融庁に届出がされている「公募株式投資信託」となります。
- つみたて投資枠での商品の購入方法は、累積投資契約に基づいて、予め定められた金融商品を定期的に継続して購入する方法に限られます。
- 投資信託の分配金の再投資は、その年の非課税投資枠を利用します。
- つみたて投資枠で買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。

当資料は2024年2月現在の税制・当社ルール等をもとにNISA口座に係る一般的な仕組みについて説明したものであり、内容については将来の税制改正等により、変更となる場合がございます。

NISA口座の開設、口座内での売買はお客様の責任と判断によって行っていただきますようお願いいたします。

当社の概要

商号等:とちぎんTT証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号
加入協会:日本証券業協会

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1.265%(税込)の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料及び信託報酬等の諸経費等)をご負担いただく場合があります。

金融商品等には株式相場、金利水準の変動等による「市場リスク」、金融商品等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合の「信用リスク」、外国証券である場合には「為替変動リスク」等により損失が生じるおそれがあります。さらに、新株予約権等が付された金融商品等については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引を行う場合には、その損失の額がお客様より差入れいただいた委託保証金又は証拠金の額を上回るおそれがあります。

手数料等およびリスクは、金融商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

お問い合わせは、お取引店まで



とちぎんTT証券